

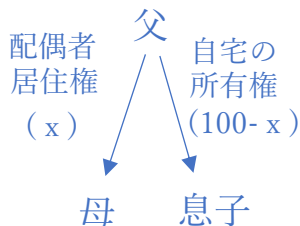
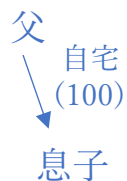
配偶者居住権（ケース毎の比較）

母親のBさん

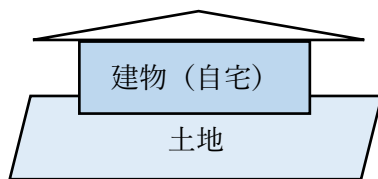
私には夫と息子が一人いますが、将来の相続の際どのようなケースが考えられますか？



【例】



相談役のO氏



父（所有者）



息子



母

自宅の相続等について、次のケース1～ケース3の3つに分けて比較してみましょう。

		母	息子
ケース1 母が不動産を相続	相続による取得等	・建物・土地を取得 (配偶者の税額軽減の対象※)	—
	小規模宅地等の特例の適用	・土地について 小規模宅地等の特例の適用可	—
	登録免許税	・建物・土地の評価額×0.4%	—
ケース2 息子が不動産を相続	相続による取得等	—	・建物・土地を取得
	小規模宅地等の特例の適用	—	・土地について小規模宅地等の特例の適用可否を要検討。
	登録免許税	—	・建物・土地の評価額×0.4%
ケース3 母が配偶者居住権を取得	相続による取得等	・配偶者居住権を取得 (配偶者の税額軽減の対象※)	・建物・土地の所有権を取得
	小規模宅地等の特例の適用	・配偶者居住権に基づく敷地 利用権について小規模宅地等の 特例の適用可	・土地について小規模宅地等の特例の適用可否を要検討。
	登録免許税	・建物の評価額×0.2%	・建物・土地の評価額×0.4%

※配偶者の相続する財産が1億6千万円以下又は法定相続分（1/2）以下であれば相続税がかからない。